

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	水産業協同組合法	法令番号	昭和 23 年法律第 242 号		
手続名	合併の認可（漁連）	根拠条項	第 9 2 条第 5 項（第 6 9 条第 2 項準用）		
審 査 基 準	<p>第 9 2 条第 5 項において準用する第 6 9 条第 3 項において準用する第 6 4 条の規定によるほか、定款が事業漁業協同組合連合会模範定款例又は信用事業漁業協同組合連合会模範定款例に則っていることとする。</p>				
受付 機関	生産者支援課	処理 機関	生産者支援課	交付 機関	生産者支援課
				標準処理期間	2 月
				標準経由期間	日
					目次
					1 2 0